



令和5年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料2

令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定について



基本的な考え方

障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題



- 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
- 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応
- 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し



I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

基本的な考え方

- 障害者の入所施設や病院からの**地域移行を進め**，障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう，**地域生活支援拠点等の整備の推進**，**グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現**，支援の実態に応じた適切な評価の実施，**障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。**
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う**相談支援**について質の向上や提供体制の整備を図るとともに，**障害者本人の意思を尊重し**，**選択の機会を確保するため意思決定支援を推進する。**
- 特別な支援を必要とする**強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。**

I . 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1 . 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- (1) 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進
- (2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現，支援の実態に応じた適切な評価
- (3) 障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応
- (4) 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実
- (5) 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策
- (6) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- (7) 障害者の意思決定支援を推進するための方策

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2. 医療と福祉の連携の推進

基本的な考え方

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、**医療機関と相談支援の連携**について、**多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。**
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した**医療的ケアの体制の充実**や**重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実**を図る。

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2. 医療と福祉の連携の推進

- (1) 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実
- (2) 重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実
- (3) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
- (4) 相談支援と医療との連携のさらなる促進



I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

基本的な考え方

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、**入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価**を行う。

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実
- (2) 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化
- (3) 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等
- (4) グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実
- (5) グループホームにおける支援の実態に応じた報酬の見直し
- (6) 自立訓練におけるピアサポートの専門性の評価
- (7) 相談支援と医療との連携のさらなる促進
- (8) 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

基本的な考え方

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、**地域の障害児支援体制の充実**を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、**個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進**する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、**より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備**を進める。

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

基本的な考え方

- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、**家族全体のウェルビーイングの向上**を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、**インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備**を進める。
- 障害児入所支援について、**家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化**を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える。

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- (1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
- (2) 質の高い発達支援の提供の推進
- (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実
- (4) 家族支援の充実
- (5) インクルージョンの推進
- (6) 障害児入所施設における支援の充実
- (7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

基本的な考え方

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、**事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。**
- 本人の就労ニーズや能力・適性ととともに、就労に必要な支援や配慮を整理し、**個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。**

Ⅱ 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- (1) 就労移行支援事業の安定的な事業実施
- (2) 就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価
- (3) 就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価
- (4) 就労定着支援の充実
- (5) 効率的な就労系障害福祉サービスの実施
- (6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ 細かな対応

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施

- 対象者 R 7. 10～ 就労継続支援 B 型利用申請前に原則利用
- R 9. 4～ 就労継続支援 A 型， 就労移行支援における標準利用期間
 を超えて利用する意向のある者は原則利用

- 実施主体 障害者就労支援に一定の経験・実績を有し、地域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切にでき、過去 3 年間において 3 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人等

II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ 細かな対応

2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施

○人員配置・要件

サービス管理責任者配置は不要

就労選択支援員・・・常勤換算で利用者数を1.5で除した数以上

就労選択支援員養成研修修了者

○中立性の確保

- ・ 自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組み
- ・ 必要以上に就労選択支援サービスを実施しない仕組み
- ・ 障害福祉サービス事業者等からの利益収受の禁止
- ・ 本人へ提供する情報に偏りや誤りが無いようにするための仕組み

Ⅲ 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

基本的な考え方

- 物価高騰、賃金上昇、支え手が減少する中での人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、**処遇改善や現場における業務効率化を図るための ICT の活用等を推進**していく。
- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、**事務簡素化等に取り組む**。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、**身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進**を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、**メリハリのきいた報酬体系とする**とともに、**サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上**を図る。

Ⅲ 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- (1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策
- (2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICT などの効率化等の方策
- (3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価
- (4) 障害者虐待の防止・権利擁護
- (5) 経過措置への対応（食事提供体制加算等）

まとめ

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」
「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」
(障害児支援含む)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

内容をご確認の上，必要な体制等につきましては，
準備をお願いいたします。

